



事 務 連 絡
令和2年1月31日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局労働基準部
健康安全課長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されています。

今般、日本国内において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたことから、新型コロナウイルスに関連した肺炎について、1月28日付けで「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部」が設置されたところです。

新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する情報は、厚生労働省ホームページ「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」にまとめられており、その中で「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A」を公表しています。

つきましては、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応がまとめられている厚生労働省ホームページについて御了知いただきますようお願いいたします。

- 「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」（厚生労働省ホームページ）について

Q&A（令和2年1月27日時点）も掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html